

第 3 期
更別村子ども・子育て支援事業計画
(令和 7 年度～令和 11 年度)
(概要版)

令和 7 年 3 月
更別村

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では1.43、令和5年では1.20と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、令和5年4月に、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」を設立し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

更別村（以降「本村」という。）では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「更別村子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期更別村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期更別村子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本村の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期更別村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。

2 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

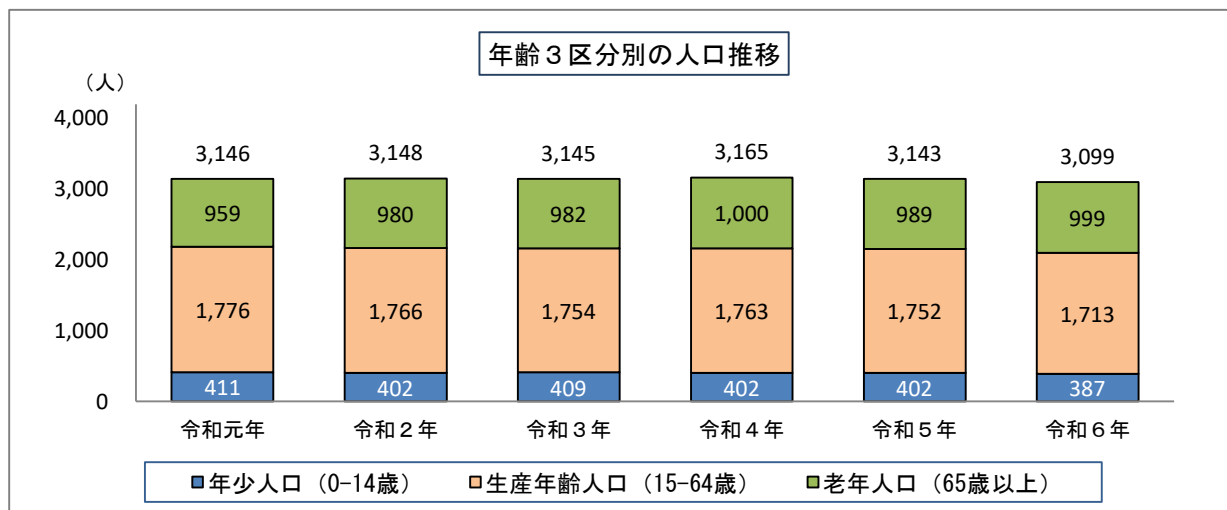
令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期更別村子ども・子育て支援事業計画									
					第3期更別村子ども・子育て支援事業計画				

Ⅱ 子どもと子育てを取り巻く環境

1 人口の動向

(1) 人口の推移

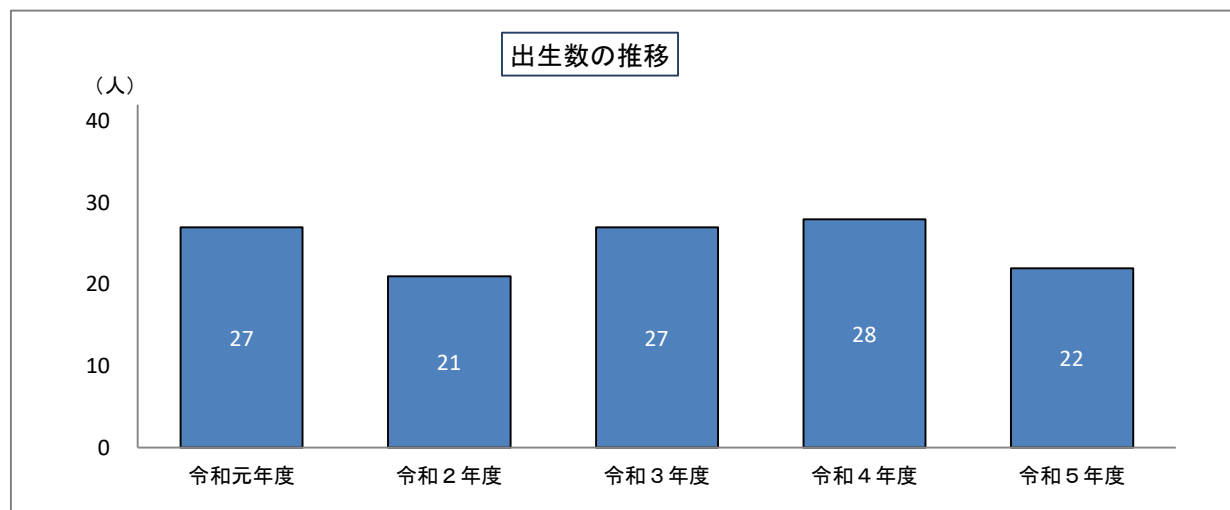
更別村の人口は、令和元年の3,146人から令和5年の3,143人まで、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年に若干減少し3,099人となっています。



資料：更別村（各年4月1日現在）

(2) 出生数の推移

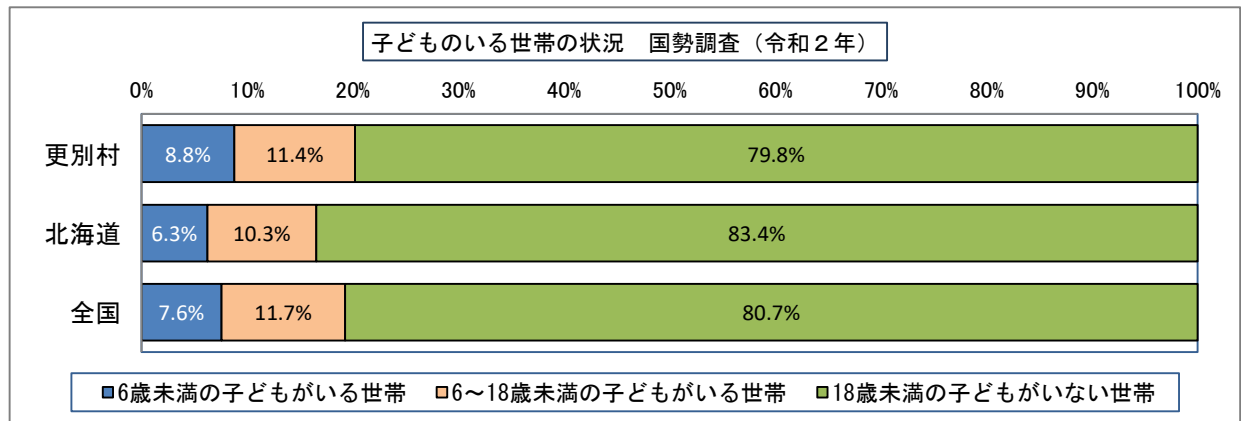
令和元年度以降の出生数は年度ごとにばらつきがみられ、令和5年度には22人となっています。



資料：更別村

（３）子どものいる世帯の状況

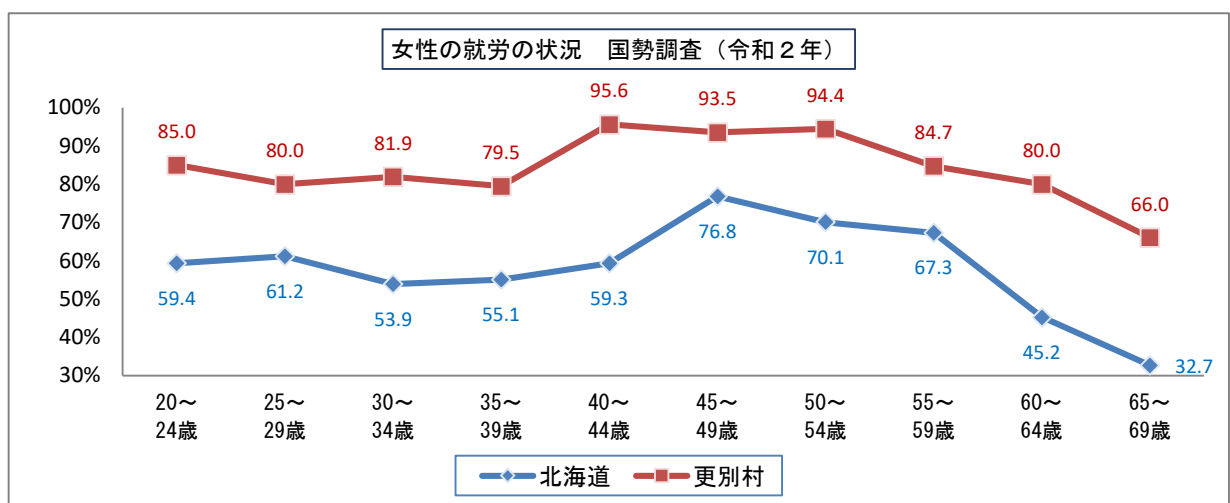
子どものいる世帯の状況では、「６歳未満の子どもがいる世帯」では全国及び北海道水準を上回り、「６～１８歳未満の子どもがいる世帯」では、北海道水準を上回っています。



資料：令和２年国勢調査

（４）女性の就労の状況

更別村における女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。

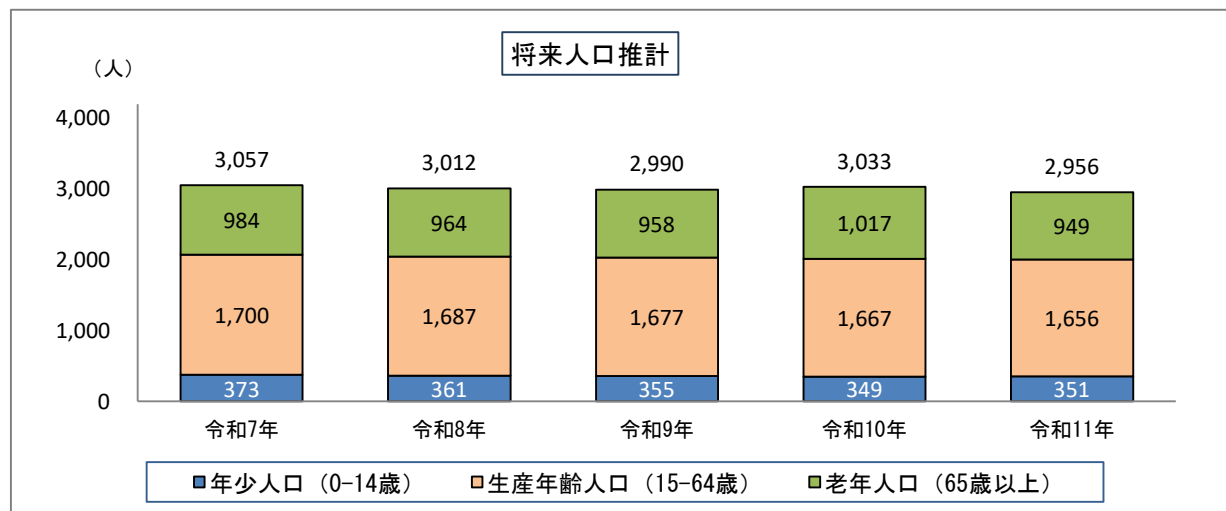


資料：令和２年国勢調査

（５）将来人口推計

以下に、令和７年から令和１１年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向にあり、計画最終年の令和１１年には総人口が２,９５６人、年少人口が３５１人と見込まれます。



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口 (0～14 歳人口)	373	361	355	349	351
未就学児 (0～5 歳)	146	138	136	124	122
小学生 (6～11 歳)	149	158	154	156	152
中学生 (12～14 歳)	78	65	65	69	77
生産年齢人口 (15～64 歳)	1,700	1,687	1,677	1,667	1,656
老年人口 (65 歳以上)	984	964	958	1,017	949
総人口	3,057	3,012	2,990	3,033	2,956

コーホート法※による推計

※コーホートとは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法です。

例えば、ある年の20～24歳人口は5年後には25～29歳に達しますが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20～24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25～29歳人口を推計するものです。

2 ニーズ調査の実施

(1) 調査の実施

本計画を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、今後の子育てサービスのニーズ量を把握するとともに、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

(2) 調査対象者

- 就学前児童調査 : 更別村在住の就学前児童の保護者の方
- 小学生児童調査 : 更別村在住の小学生児童の保護者の方
- 子どもの生活実態調査 : 更別村在住の「小学4年生から中学3年生」の生徒・児童
- 子どもの生活状況調査 : 更別村在住の「小学生及び中学生」の保護者

(3) 調査方法

郵送発送、郵送回収及びWEB回答による無記名回答方式

(4) 調査期間

令和6年6～7月

(5) 回収状況

調査種類	配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
就学前児童調査	111	27	31	58	52.3%
小学生児童調査	61	8	16	24	37.5%
子どもの生活実態調査	153	34	39	73	47.7%
子どもの生活状況調査	148	30	31	61	41.2%

3 本村における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果等に基づき7つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 周囲の援助を得られない家庭、相談先がない家庭が一定以上存在

日常的に子どもをみてくれる親族・知人の有無で、「いずれもいない」の回答が就学前児童で5.2%、小学生児童で20.8%いるとともに、子育てをする上で相談できる人・場所の有無で、「いない・ない／知らない」の回答が就学前児童で12.1%、小学生児童で16.7%おり、孤立する可能性のある家庭が数は少ないものの一定程度いることがうかがえます。

課題2 仕事と育児の両立のために必要な支援策の強化

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」、「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で86.2%、小学生児童で62.5%となっています。また、現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で85.7%となっており、子育てをしながらフルタイムで働く母親の増加を勧奨し、仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

課題3 土日・祝日にも対応した保育環境の整備・維持が必要

土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望については土曜日では41.4%、日曜日・祝日で22.4%となっています。土曜日の教育・保育事業のニーズが高く、今後の就労意向も踏まえると、利用ニーズがさらに増加することが考えられます。子育てにおけるリフレッシュの為に土曜日の教育・保育事業の整備が必要とされます。

課題4 病児・病後児保育事業、夜間養護事業・子育て短期支援事業等の実施の検討

病児・病後児保育の利用希望は、就学前児童で31.3%となっています。また、利用したくない理由では「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」、「親が仕事を休んで対応する」、「事業の質に不安がある」などが上位となっています。事業経費、実施場所、人員体制等の課題が多くあることから、今後もニーズを注視し、事業経費・需給バランス等を考慮し検討する必要があります。

課題5 中期的視野に立った放課後の過ごし方の受け皿確保の検討

学童保育所・こどもセンターの利用状況は、小学生児童で70.8%となっています。子どもの放課後の安全な過ごし方に対しては、学童保育所は一定の役割を担っています。子どもを一時的に預かるだけでなく、学力の向上をはじめ、子どもの成長に繋がる事業内容を充実するなど、小学生のニーズに即した事業運営が求められます。

課題6 父親の育児参画の推進やワーク・ライフ・バランスの取組

育児休業の取得率は母親で36.2%・父親で12.1%となっており、まだ、父親の育児休業取得の困難さがうかがえます。父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりをはじめ、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図る必要があります。

課題7 子育て環境に関する評価改善、子育て支援策への新たな取組

子育て環境に関する評価をみると、「とても子育てしやすいと思う」、「まあまあ子育てしやすいと思う」をあわせた『子育てしやすい』とした回答は、就学前児童で84.5%、小学生児童で70.8%と、評価はともに7割を超えていますが、この評価をさらに引き上げるためには、子育て中の保護者の視点に立った施策の取り組みが必要と考えられます。また、ニーズとして上位にあがっている子育て支援策に関して、現在の取り組みに関する精査を行うとともに、新たな取り組みの検討を行うなど充実を図る必要があります。

また、子どもに関する施策等の情報の取得方法において、インターネットや行政のホームページ、SNSとした回答が多くみられることから、SNSやホームページ等を活用した情報提供の充実が必要です。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 目的

本計画においては、第2期計画の方向性はそのままに、全ての子どもの健やかな育ちを子育て家庭ならびに地域全体で支援し、安心して子どもを生み、育てられる地域づくりを目的とします。

目 的

**健やかな育ちは生きる喜び・育てる楽しさ、
豊かさ・安心・笑顔のあふれる子育て村 さらべつ**

●子どもの健やかな育ち

更別村では、障がいや疾病、虐待、貧困など、社会的支援の必要性が高い子どもやその家族も含め、全ての子どもが心身共に健やかに育つために、子育て支援を推進いたします。

●生きる喜び・育てる楽しさ

更別村では、「生きる喜び・育てる楽しさ・地域のつながりを大切にする村づくり」を理念に、子育て支援に取り組んできました。その精神を継承しながら、子どもの健やかな成長と共に、子育てをする親も育てる喜びを感じながら、親としての成長ができるよう、地域全体で子育て支援を推進いたします。

●豊かさ・安心・笑顔のあふれる子育て村

更別村では、第6期総合計画において「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」として住みやすい村づくりに取り組んでいます。子どもは未来を担う、希望となる存在でもあります。安心して子どもを生み、育てることができる地域づくりを通じて、地域全体に笑顔があふれる村づくりを推進いたします。

2 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、目的を達成するために下記の視点に立って子ども・子育て支援事業を推進します。

I 子どもの視点

～「さらべつ」の次世代を担う子どもが、豊かに生きることのできる村づくり～

子ども・子育て支援事業において「子どもの最善の利益」が実現されるよう、最大限に尊重するよう配慮します。また、核家族化の進行や価値観の多様化などにより子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様化しています。このため様々なニーズに柔軟に対応できるよう、子どもの視点に配慮した柔軟かつ総合的な取り組みを行っていきます。

II 次代の親づくりという視点

～豊かな心と生きる力を持てる子どもを育むことのできる親づくり～

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在であるため、豊かな人間性を形成し、自立していけるよう長期的な視点に立った取り組みを行っていきます。

III 社会全体による支援の視点

～安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり～

子ども・子育て支援事業は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、国及び道、更別村、関係機関、地域社会など社会全体の協力のもと、安心して生み育てることのできる環境づくりに努めます。

IV 仕事と生活の調和実現の視点

～仕事と家庭生活の調和を実現し、充実した子育て生活を送れる村づくり～

仕事と生活の調和を実現することは、村民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みのひとつとして、少子化対策の観点からも重要です。このため仕事のやりがいや充実感を感じるとともに、子育て期などにおける多様な生き方が選択できることを目標に、働き方の見直しなど仕事と生活の調和を図るための取り組みを推進します。

V すべての子どもと家庭への支援の視点

～みんなで手をつなぎ、子どもの成長と発達を支え、すべての子どもと家庭を大切にする村づくり～

多様化した子どもや子育て家庭を取り巻く問題を踏まえ、生活環境や教育環境において子育てを支援することに努めます。また、ひとり親家庭や要保護児童のいる家庭などの子どもと保護者及び子育てを行っているすべての家庭の子どもと保護者の孤立化などの問題を踏まえ、広く子どもと家庭への支援という観点から推進していきます。

3 計画の施策体系

目的	基本的な視点	基本施策
健やかな育ちは生きる喜び・育てる楽しさ、豊かさ・安心・笑顔のあふれる子育て村さらべつ	Ⅰ 子どもの視点 ～ さらべつ」の次世代を担う子どもが、豊かに生きることのできる村づくり～	1 学校の教育環境等の整備
		2 家庭や地域の教育力の向上
		3 児童の居場所づくり、児童健全育成
		4 親子が健康に過ごせるための支援の充実
		5 子どもの権利の意識啓発
	Ⅱ 次代の親づくりという視点 ～豊かな心と生きる力を持てる子どもを育むことのできる親づくり～	1 子どもを生み育てる意義の教育・啓発
		2 世代間交流の推進
		3 思春期保護対策の充実
	Ⅲ 社会全体による支援の視点 ～安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり～	1 子育て支援サービスの充実
		2 保育サービスの充実
		3 地域の子育て支援のネットワークづくり
		4 小児医療の充実
		5 食育への取り組みの推進
		6 良好な生活環境の確保
		7 安全・安心なまちづくり
	Ⅳ 仕事と生活の調和実現の視点 ～仕事と家庭生活の調和を実現し、充実した子育て生活を送れる村づくり～	1 多様な就業形態、働き方の見直しなどの啓発
		2 仕事と子育ての両立の推進
		3 ワーク・ライフ・バランスの理解の推進
		4 ひとり親家庭の自立支援の推進
	Ⅴ すべての子どもと家庭への支援の視点 ～みんなで手をつなぎ、子どもの成長と発達を支え、すべての子どもと家庭を大切にする村づくり～	1 児童虐待防止対策の充実
		2 障がい児施策の充実

IV 子ども・子育て支援事業計画

1 計画の基本的記載事項

(1) 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定。

(2) 教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用総数）」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

2 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分は事業ごとに設定することができる」とされています。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、小学校区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

3 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本村では、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

① 1号認定（3歳以上、幼稚園、認定こども園を利用希望）

■更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37	34	33	29	28
②確保方策	37	34	33	29	28

■上更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	3	3
②確保方策	4	4	4	3	3

② 2号認定（3歳以上、保育所、認定こども園を利用希望）

■更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	43	40	39	34	33
②確保方策	43	40	39	34	33

■上更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3

③ 3号認定（0歳、保育所、認定こども園を利用希望）

■更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6

■上更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1

④ 3号認定（1歳、保育所、認定こども園を利用希望）

■更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	11	11	11	11
②確保方策	12	11	11	11	11

■上更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2

⑤ 3号認定（2歳、保育所、認定こども園を利用希望）

■更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	14	14	14	13
②確保方策	15	14	14	14	13

■上更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に基づき、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 利用者支援事業		か所	1	1	1	1	1
(2) 地域子育て支援拠点事業	更別地区	延人数	896	896	855	841	827
	上更別地区	延人数	50	50	50	50	50
(3) 妊婦健康診査		延人数	243	243	230	230	230
(4) 乳児家庭全戸訪問事業		実人数	18	18	17	17	17
(5) 養育支援訪問事業		実人数	8	8	7	7	7
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）		延人数	0	0	0	0	0
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		延人数	0	0	0	0	0
(8) 一時預かり事業 ① 幼稚園型	更別地区	延人数	2,261	2,093	2,065	1,758	1,730
	上更別地区	延人数	548	508	501	427	420
(8) 一時預かり事業 ② 幼稚園型を除く	更別地区	延人数	176	166	164	149	147
	上更別地区	延人数	44	42	41	38	37
(9) 時間外保育事業（延長保育事業）		実人数	13	12	12	11	11
(10) 病児・病後児保育事業		延人数	0	0	0	0	0
(11) 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	更別地区	実人数	72	76	76	75	74
	上更別地区	実人数	10	7	4	6	4
(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】		実人数	0	0	0	0	0
(13) 児童育成支援拠点事業【新規】		実人数	0	0	0	0	0
(14) 親子関係形成支援事業【新規】		実人数	0	0	0	0	0
(15) 産後ケア事業【新規】		延人数	8	8	8	8	8
(16) 妊婦等包括相談支援事業【新規】		延回数	17	17	16	16	16
(17) 乳児等通園支援事業【新規】 （こども誰でも通園制度）		延人数	0	30	30	30	30
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業			国や道などの動向に応じて助成を検討します。				
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			新規参入が見込まれた場合は、本計画の内容を総合的に判断し、検討します。				

V こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画

1 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国の子どもの貧困率は令和3年で11.5%、9人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭の子どもの貧困率については44.5%に達し、約2人に1人が貧困状態であり、国際的に見ても日本の子どもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。また、家庭の貧困状況が、世代を超えて連鎖してしまう傾向があることから、子どもの貧困対策について総合的に取り組むことが喫緊の課題となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本計画においては、こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画を一体的に策定することとし、こどもの貧困の解消に向けた取り組みを推進します。

2 我が国の貧困率

子どもの貧困率とは、相対的貧困の状態にある18歳未満の子どもの割合を指します。相対的貧困とは、国民の年間所得(可処分所得:収入などから税金や社会保障費などを引いた金額)を子どもも含めて家族一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べた時の真ん中の値(中央値)の半額(貧困線)に満たない人の割合のことです。厚生労働省の国民生活基礎調査によると、令和3年の日本の子どもの貧困率は11.5%であり、子どもの9人に1人が貧困の状況におかれています。

また、ひとり親家庭においては、貧困率が44.5%となり、ひとり親家庭の半数近くが貧困という厳しい状況にあるとされています。

3 取り組みの方向性

(1) 将来像

本村の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、村民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

村民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。

(2) 基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

なお、施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに視点を置きつつ、差別や偏見を助長することのないよう十分に留意します。

①教育、保育に対する支援

②生活支援

○保護者の生活支援

○子どもの生活支援

○その他の生活支援

③就労支援

④経済的支援

VI 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、村民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、認定こども園、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

2 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

本計画の進捗状況については、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、達成状況を確認・評価し、着実な進行管理を行うとともに、「子育て委員会」に等おいて、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 計画の公表、村民意見の反映

本計画を公表し、常に子ども・子育てに関する問題やニーズを把握し、地域における教育・保育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体による活動を核として、一層の連携を強化し、地域の子育て支援を推進します。